

国民健康保険システム標準化検討会  
合同ワーキングチーム 議事概要

【日時】 令和4年7月22日（金） 13:00～15:20

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

藤原 翔馬 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任

本田 光宏 仙台市健康福祉局保険年金課 主幹兼保険係長

寺島 勇次 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保税グループ 主任主事

佐藤 涼 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保給付グループ 主任主事

市川 雄太 船橋市企画財政部行政経営課 主事 ※代理出席

安田 信一郎 中野区区民部保険医療課資格賦課係 主事

長島 洋介 中野区区民部保険医療課国保給付係 主事

南 大介 都城市健康部保険年金課 副主幹

白谷 暁 都城市健康部保険年金課 副主幹

今東 輝子 都城市健康部保険年金課 主査

日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部 部長

渡邊 毅 株式会社TKC 国民健康保険システム技術部 技術部長

小林 大士 株式会社電算 ソリューション2部

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー  
国保ビジネス推進部 課長 ※代理出席

城戸 浩二 行政システム九州株式会社 ソリューションビジネス推進部 部長

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 シニアプロフェッショナル

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

大村 周久 富士通 Japan 株式会社 住民情報ソリューション事業部  
第一ソリューション部 部長

（オブザーバー）

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

水村 将樹 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム

	基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
伊藤 豪一	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
小此木 洗樹	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
高木 有生	厚生労働省保険局国民健康保険課長 新
寺本 勝敏	厚生労働省保険局国民健康保険課 国民健康保険 保険者システム調整専門官
北田 昌輝	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
杉山 勝治	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
佐藤 成也	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

#### 【次第】

1. 開会
2. 合同ワーキングチーム事前説明
3. 合同ワーキングチーム
4. 事務局からの連絡事項
5. 閉会

#### 【配布資料】

- 00\_会議次第
- 01\_WT, ベンダー分科会名簿一覧. pdf
- 02\_【資料 No. 1】 合同ワーキングチーム
- 03\_【資料 No. 1 別紙 1】 横並び事項一覧
- 04\_【資料 No. 1 別紙 2】 検討・課題事項一覧\_国保
- 05\_【資料 No. 2】 全国意見照会結果を踏まえた検討課題について
- 06\_【資料 No. 3】 事務局からの連絡事項
- 07\_【別添①】 ご意見一覧
- 08\_【別添②】 標準仕様書（第 1.0 版）（案）

## 【ご意見概要】

- <次第 4. について> 普徴仮算定機能の必須機能化について、国民健康保険については、賦課額決定のしくみを分かりやすくするとともに、納付月によって賦課額の大幅な増減が発生することを防ぐために普徴仮算定を廃止し、前年の所得をもとに年賦課額を決定する本算定のみの方式に変更する市町村が多いと認識しており、今後もこの傾向は続くものと想定される。そのため、国民健康保険の標準仕様書においては、回答数のみでは普通徴収における仮算定機能を必須とする根拠に欠ける。今後を見据えた場合、オンプレとは違ってクラウドサービスにおけるランニングコストの観点からも実装機能は極力シンプルにすべきであり、普徴仮算定については必要性の有無が団体毎に明確に分かれる機能であることから、必須機能でなくオプション機能とすべきと思う。

→ 普徴仮算定機能については、過去の WT や検討会の中でも、ご指摘いただいたように、廃止の流れがある中で 1.0 版として機能を残すべきかどうかという点について議論が行われたが、結論を得られなかったことから、機能の廃止やオプション機能への変更による実際の影響を確認するため、全国意見照会の中で実態調査を行い、実施団体が多く、影響が大きいそうであれば、まずは第 1.0 版として必須として残していく方向で考えるということを進めてきたと認識している。

実態調査の結果（約 500 団体で実施）を踏まえ、事務局としては制度に関する検討については引き続き行っていきながらも、1.0 版としては必須機能として整理させていただきたいということである。

→ 必須か、必須でないかはベンダーとしてはかなり影響が大きい。必須の機能が欠落しているとなると、標準仕様に準拠していないシステムと判断されることになる。

中規模団体で入れているパッケージでは、1 団体も仮算定をしている市町村はないため、機能として外してしまったという事情がある。必須機能とされると、実際には使われない機能をわざわざ新規で構築する必要があり、さらにその機能をクラウド上でリソースを使って運用しなければならないこととなるため、やはりオプションの方向に進めて欲しい。

→ 調査により、実施団体数の把握は行ったが、実施団体の人口規模等の特性に着目した分析はまだ行っていないので、分析を行い、例えば、何万人以上は必須とするといった対応が可能かについて検討したい。そうした対応が難しいようであれば、一律オプションにすることについて改めて検討する方向で考える。

- 1.0 版では、まず必須にするとのことであるが、一度、必須機能として機能要件として定義されると、当該機能を搭載していないシステムについては、搭載するための作業を開始することとなるため、必須とした機能をオプション機能に変更することは難しい。仮算定機能を有していて、当該機能を使用しているサポート団体がいる場合、オプション機能として整理されたとしても、そのシステムでは引き続きその機能を搭載されると思われるので、オプションとしての記載でもよいかと考

える。自治体としても、条例改正が必要であることや予算への影響があることから、仮算定を廃止することは難しいといった事情があると聞いているので、実施団体は一定数残ると思っている。

- 仮算定を使用している団体は1団体である。必ずしも必須でなければならないとは考えていない。
- 仮算定を行っている団体は減ってきてはいるが、一定数はおり、規模的には小規模団体が多い。仮算定をやめると本算定までに保険料が入ってこないこととなり、財政影響があるため、なかなかやめられないと聞いている。一度仮算定をやめた団体が再開することはないと考えられるため、オプションとして整理してもよいと考える。
- 厚労省としてもオプションでも問題ないと考えている。
- 例えば、規模等によってやっている、やっていないがあるものはオプション機能、ほぼ全団体でやっているものは必須機能と整理できる。加えて、今後政策的に減らしていく、または、やっていく機能についてもオプション機能として整理できると考える。今申し上げた2つの観点からも仮算定の機能についてはオプション機能として整理されるべきものとする。

→ご意見を踏まえ、オプション前提に記載させていただく方向で進めていく。

- 仮算定機能は装備しているが、自治体によって、機能をON/OFFしているため、自治体様の見解によるものと想定している。ただ、比較的、中規模以上の自治体様は、実施しておらず、小規模自治体様が運用している状況。

#### <No.2\_1.1 政令指定都市向け標準仕様書作成について>

- 令和5年9月のシステム更改に向けて事務処理システムを入れる方向で進めているところである。政令市機能がオプション機能とされた場合に、ベンダーによっては、オプションなので実装しないということになると選択肢が限られてしまうというデメリットはあると思う。2点申し上げるが、1点目、政令市対応機能が標準化対象とされた場合にベンダー側に支障はないかという点をベンダーの構成員の方にも確認していただいた方がよいと思う。2点目、税の方は政令市要件として別に設けているとのことだが、税は別だが、国保の方は溶け込むという形で業務によって構成が異なってしまうと、市町村、ベンダーともにどこを確認すべきか分からなくなるため、税が別にするのであれば、国保も別にするのが相当であるとする。
- 政令市向け対応については、中大規模団体向け、中小規模団体向けの2種類のパッケージを構成しているが、機能的にはかなり差が生じている。標準仕様書に必須機能と書かれた場合の影響は非常に大きいものと思われるが、しかしながら、オプションばかりにしてしまうとベンダーが限られてしまい、公正な競争ではなくなると思われる。やり方の一つとして、地方税のように大規模の団体向けの機能の内容を標準仕様書に書くなどの工夫が必要と思われる。

- 実際の業務の中身については各業務で決めていただきたいと思っているが、先ほども申し上げたとおり、そもそもオプション機能というのは、政令市向け機能や規模別に必要となる機能に対して設けているものであることから、オプションにしてもらったほうがよいと考えている。先程のご意見の中でオプション機能にすることで、ベンダー側でやる・やらないといったことが発生し、限られたベンダーだけが対応することを懸念するご意見もあったと思うが、それについては、政令市向けの標準仕様書を分けて作ったとしても、その仕様書に対応するベンダーが限られるのであれば、結果的に同じであり、ベンダーが対応するかしらないかという点ではあまり違いがないと考える。また、〇〇版というものを作ると別の業務をもう1つ作るようなイメージになるので、そうした点も踏まえて整理していただきたい。

- オプションの考え方については、規模別ということではなく、団体ごとに「使う」「使わない」の判断が分かれるものという認識。先行する住記システムでは、そうした考えに基づいて整理されており、税については規模差を考慮することについて議論が行われた結果、政令市版という形をとったが、パターン分けを廃してオプション機能に吸収する方向になってきている。

→認識に齟齬はなく、規模の結果によってその処理が必須となるということがあると考えているところ。規模が大きいためデータ量も多く、そのため随時の処理ではなく一括処理の機能が必要という場合には、結果としてオプション機能になるという考え方でお話をさせていただいている。

- 標準仕様書は、全国すべての自治体の共通機能部分を必須として、独自部分についてはオプションとする形をとって自治体の実務運用に適合することを標準化法のコンセプトとして進めさせていただいている。政令市版の標準仕様書を作ることは、法令の基本的な考え方から逸脱する可能性が高いのではないかと考えている。例えば、政令市における行政区ごとの区長権限の付与の方法については、20政令市間でも同じとは限らず、ばらつきがあるため、その観点からも政令市版というものの存在意義は薄いのではないかと考える。また、一般市においても支所に権限を付与している場合や、県の権限を市町村に委譲している場合もあるため、そうした状況を踏まえると共通機能部分を必須として、独自部分についてはオプションとする形にまとめて整理するというこれまでの考え方が基本となるのではないかと考えている。

→政令市に係る機能について、オプション機能の中で記載を工夫して整理するか、それとも政令市版を分けて記載するかについて検討した結果、事務局案としては、政令市版については分けて記載する方法をご提案させていただいたところだが、議論を踏まえ、オプション機能として整理させていただきたい。

#### <No.2\_1.2 地方単独医療費助成制度の取り扱いについて>

- 資料No.2 p.5、「1.2 地方単独医療費助成制度の取り扱いについて」について。市町村からの意見でも、市町村ごとに計算方法が異なるというところがあったので、私はそこまで標準化する必

要はないのではないかという意見を出していた。他の市町村構成員からは、この点については厚生労働省から本来の全国統一の計算式で示していただき、それを盛り込んだ方が良いという意見が出ている。構成員間でも意見が分かれていた認識であるが、現行の市町村が行っている事務処理を維持していくことが必要と考える。突然全国一律でやりますというのも悪くはないのだろうが、それで被保険者に支給される額がある日突然変わるとなると、異なる支給額になることの説明が必要になり、全国的な調整がかなり出てくるということになるため、それを考えると事務局案のとおり、基本は外付けシステムで対応とするのが一番良いのではないかと考える。

- 事務局案でよいと考えるが、こういった事象は国民健康保険だけでなく他制度にもあると考えている。例えば、国民健康保険の進め方は先行している介護保険に則するという話もあったが、介護保険の横出しサービスはこれに近いものと考えている。その扱いがどうなっているのかということは参考になるかと考える。

→1.0版公開後に検討を行う中で、介護保険は並びの関係についても追って調査を行うこととし、出し方の部分については引き続き検討していくこととしたい。

→事務局にて調査した結果を、後日構成員に展開されたい。

- 介護保険の方で、上乘せサービス、横出しサービスという話は去年から出てきており、デジタル庁の見解として、それらをパラメータで設定できないかという案を出した。結果としてパラメータでどのように設定したかというところについては押さえていないが、例えば、上乘せサービスにおいて、自治体によって1万円上乘せなのか、2万円上乘せなのか、3万円上乘せなのかということパラメータ化し提供することで、全国的に対応できるのではないかと話している。国民健康保険でも同様にパラメータ設定によって対応できるのであれば、デジタル庁の方針としても合致すると考えている。
- 大多数の市区町村で地方単独事業があると認識しており、当社ではカスタマイズ等で対応しているが、パラメータ設定等で対応が可能であるならば、それも視野に再度検討しても良いかと考える。そのうえで、外付けのみとするのか、もう少し共通的に取り込めるものがあるか、それを標準仕様とするのかの整理をするという選択肢もあると考える。
- 自治体システム標準化の第一グループである介護保険と障害者福祉の標準仕様書のあり方を参考にしているというご発言があったため、状況をお伝えする。介護保険については、本年5月に入ってから、地域支援事業について標準化の対象に含めるという検討会の判断があったため、本年6月からの全国意見照会に初めて地域支援事業の標準化の仕様案を提示し、意見をいただいているところである。今ほどお話のあったパラメータで対応するといったことも含めて、介護保険の地域支援事業はA~Dの4つにグルーピングでき、従前の給付に上乘せするような内容の事業についてはパラメータ対応可能、そうでないとグルーピングされているものについては別途標準化ができる範囲について機能要件を定めるといった対応を考えている。一方、障害者福祉については、地域活動

支援事業ということで、介護のように地域独自の事業を上乗せ、横出しすることも可能であるが、こちらは自治体間でのばらつきがかなり大きいということで、今のところ、標準化の対象にはまだ含めていない状況である。このような状況を踏まえ、国保でも地方単独事業についてのパラメータ化は当然考えられるが、介護保険と異なる国保固有の複雑さも認識しており、例えば県と市町村が同じように地方単独事業を実施している場合、どちらを優先するのかといったことや、自治体の中でも、部局の異なるところで公費負担を行っている場合にはどちらを優先して充てるのかといった調整もあると考えるため、国保におけるパラメータ設定も複雑な形になるのではないかと想定している。

- 介護保険の場合は、上乗せ横出しの対象者が介護保険の対象者であり、対象者が重なっている。一方で、地方単独医療費助成についていうと、国民健康保険の加入者でない対象者もいるがその場合はどうするのか、特定の疾病、特定の障害、特定の家族構成を対象としている場合の資格管理等を国保でどれだけ持つのか、ということも議論の対象となると考える。こういったことも含めて、事務局案について構成員の皆様からの反対はなかったと承知している。

→共通化のパラメータの設定で対応できれば、それが最も望ましいと考える。事業の範囲を限定的に、共通する3事業、4事業だとか、負担割合なのか定額なのかという部分を共通機能として設けられるのであれば、パラメータ化することも検討の余地があると思われる。一方で、費用の負担の按分や国公費との関係で按分方法を変えていたり、入院・外来で取り扱いを変えていたり、様々なパターンがあることは事実であり、最終的に外付けということは避けられないのではないかと事務局として考えていたところである。ただし、いただいたご意見を踏まえ、外付けという結論ありきでは進めず、共通機能の可能性を継続して検討してまいりたい。

#### <No.2\_1.3 特定健診業務の機能要件について>

- 特段意見がないため、事務局案の通りとさせていただきます。

#### <No.2\_1.4 帳票要件の変更要否について>

- 住人向けの帳票とのことで、住人からの意見を取入れて、各自治体で帳票を作成しているため、本事務については継続していきたいと思う。そのため、標準仕様書として固めてしまうと、今までの帳票が反映されなくなるといったことが生じるのではないかと懸念している。国保だけ突出した取扱いはできないと思うので、最終的には標準仕様として帳票を決めていくかと思う。

現在、事務局から示されたレイアウト案をフィックスしてしまうのは早いと思われる。時間をかけて帳票のレイアウトを決めていった方が良いかと思う。ユニバーサルデザインの検討の締切と一緒にするのはどうか。

- 方針（案）に記載されているように「独自の様式へ変更を加えることを許容」とすると、多くの市区町村がカスタマイズを行うことが想定され、標準化法の趣旨から外れることとなる可能性が高いため、可能な限り統一仕様を維持すべきと考える。ただし、都道府県単位でのレイアウトがある場合

は、そのレイアウトに従うことは差し支えないという条件は必要と考える。時間をかけて検討という話もあったが、開発の観点からはあまり時間をかけるということは難しい。

- 事務局案では、「独自の様式へ変更を加えることを許容」としているが、色々許容してしまうと、結果的に様式が統一されないと考える。期限も記載されていないため、従来の様式が継続利用され、標準仕様書が参考程度になってしまう。統一仕様とすべきであると考えている。
- 可能な限り統一仕様書にすべきである。ただ、フォントサイズの変更等は多少必要であると思っているが、ただ国保だけで検討をしても業務間ではばらつきがあるのは、よろしくないと考えている。横串を通してすべての業務共通で「ある一定までは許容する」という線を決めた方が良いと考えている。
- 介護でも、1.0版では、様式は参考となったが、12月に公開された1.1版では、統一の方向に向かっている状況である。国保がカスタマイズを許容とすると、逆行しているように思われる。他業務と横並びで考えていく必要があると思う。
- 標準化の理念に照らし合わせると、帳票は全て標準化すべきである。自治体ごとの創意工夫、住民サービス向上の議論は必ずあるが、今回の標準は「2040」構想にある自治体の人口減少社会に対応するため、職員半減に対応するため、一定の創意工夫を制限するといった厳しい判断をとったものであると自治体にご理解いただく必要があると思う。

→本検討会・WTでは、これまでも標準化法の理念に沿って議論していただいていたと考えており、事務局としても、標準化法の趣旨を踏まえ、統一様式を使用することが要請されていることは承知しているところ。全国照会を行った結果、市区町村からそうした方向性に対する押し返しの意見が多くあったため、法令の趣旨と意見とをすり合わせを図るという観点から事務局案を作成したところではあるが、事務局としては、本日の議論を通じて、従前どおりの考え方を堅持するというところで、国保の標準仕様書における基本方針が改めて整理されたものと受け止めている。開発期間を考えると時間的な余裕があるわけではないといったご意見や、介護保険では統一の方向になっているといったご意見も頂いたので、ご意見を踏まえて改めて方針を示したいと考える。

- 事務ベースでは、帳票は統一しても問題ないと考えている。当市ではユニバーサルデザインを実施していることもあり、そうした配慮を求めるといった意見を出してきたという経緯もあるが、そうしたものに該当するのは限られた一部の帳票である。それらの帳票については、見やすいものになっていないと、住民からの問合せに直結してしまうといった事情があるため、一部の限られた帳票については独自性を確保したい。それらの一部の帳票についてもすべて統一するのであれば、より見やすいものにする必要があるというのが、大前提である。統一されるとしても、見やすい帳票になっているのであれば、各市区町村も反対はしないと思うので、見やすさを確保すべきものとそうでないものとで濃淡をつけていただきたい。

- デジタル庁でも方針を示した方が良いということで検討を行っている。ユニバーサルデザインは重要であると認識を持っており、1.0版公開後の1.1版に向けた対応となるが、横並び方針の中で、特定の帳票において、ユニバーサルデザインが必要となるものがある場合には、1.1版の中にオプション帳票という形で定義いただくといったことを考えている。
- 横並び方針において、大量印刷については印刷用のCSVデータを吐き出すということが調整されることとされている。そうした場合に帳票様式がバラバラであると、印刷事業者においても個別帳票の印刷となり、日本全体としては効率化が進まなくなる。様式が統一されている方がシステム開発業者だけではなく、印刷事業者においても競合環境ができて、全体的なコスト削減の効果も出るのではないかとと思われるので、なるべく統一する方が良いと考えている。

(総括部分)

<No. 2\_1.3 特定健診業務の機能要件について>

- 日本全体として、PHRについて関心が持たれており、弊社のユーザーの団体様もPHRのデータを使用し高度行政等を行う団体が増えている状況。特に特定健診業務のデータは非常に重要なので、標準化はどこがやるかという議論はあると思うが、やっていただきたいと思う。
- 厚生労働省としては、データヘルス改革工程表を念頭に置きながら進めさせていただいており、その観点から、健康管理システムでの標準化対象事務はすべてPHRにおいて個人に還元できる情報を対象に標準化を検討している実情がある。そのため、特定健診システムの標準化も当然に必要ということで健康管理システムの検討会、ワーキングからもご発言をいただいているところである。そういった背景を踏まえ、省内の関係部署等で調整させていただいているところであるため、ただ今頂いた問題意識については、今後厚生労働省としても共有しながら取り組んでまいりたい。

【議事外質疑回答の内容の訂正について】

※合同ワーキングチームの最後に構成員よりご質問いただいた内容につきまして、デジタル庁から正しい考え方についてご教示いただきました。その結果事務局からの回答に一部誤りがございましたので下記のとおり訂正させていただきます。

<質疑内容>

- 機能帳票要件のうち、一機能 ID の実装オプション機能に書かれている要件のうち、一部のみを実装することはできるか。

誤

→実装オプション機能となるため、一機能 ID 中の要件の一部のみを実装することは可能である。

正

→一機能 ID 中の要件の一部のみを実装することは不可である。なお、現状の機能帳票要件については、一機能 ID 中に複数の要件が、また書きや（※1）、（※2）等により記載されている状態となっているが、デジタル庁様からの他業務含めた共通的な対応方針に従い、標準仕様書（1.0 版）の公開以降、一機能 ID 中の要件の記載は一要件のみとし、機能 ID 及び要件の記載を細分化する予定としている。従って、質疑にあるような一機能 ID 中の要件の一部のみを実装するといった状況には今後ならない。